

## 令和2年度第1回 基山町情報公開審査会会議録

日 時 令和3年3月29日(月)

14時00分～14時58分

場 所 基山町役場 4階401会議室

○出席者○

【委員】(敬称略)

江崎匡慶、原憲一、児玉弘、田口英信、内山敏行

【事務局】

総務企画課長 熊本 弘樹

総務企画課文書法令係 主幹 戸井 竜二

主査 高木 英斗

○会議録○

### 1 開会

(事務局により開会)

### 2 会長挨拶

(会長から挨拶)

### 3 議事

(1) 令和2年度情報公開条例、個人情報保護条例運用状況報告について

(事務局から令和2年度運用状況について説明)

以下要点筆記

委 員：公文書公開のほとんどが同日公開となっているが、公開してよい情報かどうかの十分な審査はできているのか。

事務局：法や例規等で公開するものとなっている公文書及び例年公開しているような公文書については担当課のみの審査で即日(即時)公開をしております。初めて公開するような公文書や、担当課が判断できないものについては、総務企画課と担当課で十分な審査をした上で公開しております。

委 員：即時公開の規定は例規にあるのですか。

事務局：公文書を公開するときの原則として、公開請求者に対し、公開決定の旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならないとなっておりますが、情報公開

条例第 11 条第 1 項ただし書きで「直ちに公開することができるときは、口頭により通知することができる。」と規定しており、これが即時公開の根拠規定となっております。

委 員：即時公開できる公文書の基準等の内規等はあるのか。

事務局：これまでの実績をもとに即時公開できるかどうかの判断を行っておりますので、内規等で規定しているものはございません。

委 員：職員の事務負担を減らすためにも、ホームページ等で公開している情報は、公文書公開請求の手続きを踏まずに公開できないか。

事務局：ホームページや情報公開コーナー等ですでに公開している公文書を閲覧することに関して、また、その公文書の写しが必要な場合も、請求者本人が印刷等される場合は公文書公開請求の手続きをとる必要がありませんが、役場職員に写しの作成を要望された場合は情報公開請求の手続きが必要になります。

委 員：広報等で、ホームページ等で公開している公文書の周知を図ると、町民もわざわざ役場に行って公文書の公開請求をする必要がなくなりますし、職員の負担も減りますので、ぜひ検討してください。

委 員：入札結果等を公開したことにより、あとからトラブルになった事例はあるのか。

事務局：これまでのところあっておりません。

## (2) その他

委 員：資格取得や就職試験などを受ける際に、試験の説明で、個人情報保護条例に基づき試験結果については開示しますので何かあればおっしゃってくださいと伝えているものがあります。受験生の不満を無くすいい取組だと思いますので、基山町の採用試験でも是非取り入れていただきたい。個人情報を守ることも大事ですが、自分の情報は、求めたらしっかり開示してもらえるんだと知ってもらえることも必要だと思うので、検討してもらいたい。

事務局：今後検討していきたいと思います。

会 長：他になければ、終了いたします。

～14 時 58 分閉会～